

第2期二宮町障がい者活躍推進計画

令和7年4月改定
二宮町

計画策定の趣旨

二宮町では、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)等に基づき、これまでも「障害者を対象とした職員採用選考」を行ってまいりました。

令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)」を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、「障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できると」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるように取り組んでいくことが重要です。

上記のことを受け、障がい者活躍推進計画を策定することにより、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場となるよう取り組んでいくものです。

1 機関名

二宮町

2 任命権者

二宮町長

3 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

4 障害者雇用に関する課題

二宮町においては、令和6年6月1日現在の実雇用率は2.98%で、法定雇用率の2.8%を達成している。

しかしながら、令和8年7月には、地方自治体の法定雇用率は3.0%に引き上げとなる予定であることから、当町においては、引き続き、安定的な障がい者の雇用及び採用を継続するとともに、更なる組織的なサポート体制整備などの取り組みを実施し、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

5 目標

(1) 採用に関する目標

障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。

【評価方法】

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにする。

【評価方法】

毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。

(3) 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

面談により状況を把握し、働きやすい環境となるように進捗管理します。

(※)ワーク・エンゲージメント

労働者の心の健康度を示す概念のひとつで、仕事に対して「熱意」「没頭」「活力」の三つがそろって充実している心理状態のこと。

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、人事担当)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
- 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
- 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員について、神奈川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- 所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 職場環境について、過剰な財政負担とまらない範囲で障がいの特性に応じた措置に努める。
- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- テレワーク勤務の活用を促進するとともに、時差出勤などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 本人の希望等を踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施する。
- 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

(4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。